

新潟市プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第49号

新潟市プール条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市プール条例施行規則（平成19年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 譲渡による承継の場合 プールを譲り受けた者の住民票の写し（当該プールを譲り受けた者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）及び当該プールの譲渡が行われたことを証する書類

別記様式第6号中

「

<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 分割
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

を

」

「

<input type="checkbox"/> 譲渡	<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 分割
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

に、

」

「

- (1) 相続による承継の場合 戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上あるときにおいて、その全員の同意によりプールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (2) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。）
- (3) 分割による承継の場合 プール開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。）及び当該地位を承継したことを証する書類

を

」

- 『
- (1) 譲渡による承継の場合 プールを譲り受けた者の住民票の写し（当該プールを譲り受けた者が法人である場合にあっては、登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。））及び当該プールの譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 相続による承継の場合 戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上あるときにおいて、その全員の同意によりプールの開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
 - (3) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。）
 - (4) 分割による承継の場合 プール開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書（履歴事項の全部が記載されたものに限る。）及び当該地位を承継したことを証する書類
- 』

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。